(趣旨)

第1条 この要綱は、南砺市補助金等交付規則(平成16年南砺市規則第36号。 以下「規則」という。)第20条の規定に基づき、南砺市ペレットボイラー等設 置事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるもの とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 木質ペレット 木材を粉砕した木くずを圧縮成型した円筒型の固形燃料
 - (2) チップ 木材を切削又は粉砕し、小片とした燃料
 - (3) ペレットボイラー等 木質ペレット、薪又はチップを燃料とするボイラー 及び温風暖房機

(補助金の交付)

第3条 市長は、市産材の有効活用と木質バイオマスエネルギーの利活用を推進し、 地球温暖化の防止、森林整備の促進による森林の公益的機能の向上、地域資源循環システムの構築及び木材関連事業の活性化に寄与するため、ペレットボイラー 等を設置する者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各 号に掲げる全ての要件に該当するものとする。
 - (1) 市内に住所を有する者又は市内に事務所を有する法人若しくは団体であること。
 - (2) ペレットボイラー等を設置する建物の所有者又は管理者であること。
 - (3) 市税その他の市に対する納付金を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、ペレットボイラー等(未使用品に限る。)の購入及び設置工事とする。

(補助対象経費等)

- 第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、ペレットボイラー等本体とその性能を発揮するための付属機器等の購入及び設置に要する経費とする。
- 2 補助金の額は、補助対象経費(税抜き価格の部分に限る。)の2分の1以内の 額とし、300万円を限度とする。
- 3 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。
- 4 他の補助金等の交付の対象とされた経費は、補助対象経費としない。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、 南砺市ペレットボイラー等設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げ る書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1)補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し
 - (2) 購入予定機種のカタログの写し
 - (3) 設置前の状況が確認できる写真
 - (4) 申請者及び同一世帯家族の市税の完納証明書
 - (5)前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (補助金の交付決定)
- 第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、南砺市ペレットボイラー等設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

- 第9条 前条第1項の規定により補助金交付決定の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの事項を変更しようとするとき、又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、別に定める期日までに南砺市ペレットボイラー等設置事業補助金変更(中止・廃止)申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業期間
 - (2) 事業費の20パーセントを超える増減
 - (3)前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(実績報告)

- 第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了の日から起算して15日以内又は交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、南砺市ペレットボイラー等設置事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1)補助対象経費の支払いを証する書類
 - (2) ペレットボイラー等の設置状況を示す写真
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、 適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、南砺市ペレットボイラー等 設置事業補助金確定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとす る。

(補助金の請求)

第12条 補助金の請求は、南砺市ペレットボイラー等設置事業補助金請求書(様式第6号)による。

(補助金の返環)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、当該者に対し補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分)

第14条 規則第18条第1項に規定する市長が定める期間は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して15年とする。

(協力の要請)

第15条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて当該ペレットボイラー等の利 用状況等の情報提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定した者に対するこの告示の規定の適用については、なお従前の例による。